

Intellectual Property

Newsletter No.117

Contents

特許侵害

加熱式タバコ用カートリッジ及び支持部材に係る発明の 構成要件充足性について否定された事例

東京地裁(29部)令和8年6月26日判決〔加熱式タバコ用カートリッジ事件〕

審決取消

審決取消訴訟における訴えの利益に関する判断をした事例

知財高裁(4部)令和8年7月29日判決〔非水電解質二次電池事件〕

商標

商標法50条に定める「使用」は商標的使用であることを要しないと判断した事例

知財高裁(2部)令和8年6月29日判決〔たべるん事件〕

著作権

書籍の複製等の差止請求を認める一方、損害賠償請求を棄却した事例

知財高裁(1部)令和8年7月30日判決〔完全病理学事件〕

不正競争

機能・技術の略称表示と不正競争防止法2条1項1号・20号の該当性

大阪地裁(21部)令和8年7月30日判決〔IW波事件〕

お知らせ

セミナー／執筆情報ご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

加熱式タバコ用カートリッジ及び支持部材に係る発明の
構成要件充足性について否定された事例

東京地裁(29部)令和8年6月26日判決(令和6年(ワ)第70572号)裁判所ウェブサイト
〔加熱式タバコ用カートリッジ事件〕

和田 祐以子

PROFILE [はこちら](#)

1. 事案の概要

本件は、発明の名称を「加熱式タバコ用カートリッジ及び支持部材」とする発明に係る特許(特許第7570555号。本件特許)の特許権者であるXが、Yに対し、Y製品(加熱式タバコ用カートリッジ製品)の輸入、販売等が本件特許の侵害に当たると主張して、民法709条に基づき、損害賠償金1000万円(特許法102条2項により算定される損害額の一部請求)及び遅延損害金の支払を求めた事案です。

本件発明(請求項1に係る発明)は以下のとおりです。

【本件発明】

- A: 加熱体により加熱されることにより、エアロゾルを発生するタバコ充填物集積体と、
B: 前記エアロゾルを濾過するフィルタと、
C: 前記タバコ充填物集積体と前記フィルタとの間に配置される支持部材と、
D: 前記タバコ充填物集積体、前記フィルタ、及び前記支持部材の外周に巻かれた包装部材と、を備え、
E: 前記支持部材は、第1端面と第2端面と、前記第1端面と前記第2端面の間に形成された周面部とを有する円筒状に形成され、前記第1端面から前記第2端面まで延びる貫通孔を有し、
F: 前記周面部は、前記支持部材の正面視において複数の凹部または凸部を有し、
G: 前記複数の凹部または凸部は、前記支持部材の軸方向に沿って延びて設けられ、
H: 前記複数の凹部または凸部は、前記支持部材の周面部の一部に周方向の全周に渡って設けられており、
I: 前記周面部と前記包装部材との間に複数の空隙が設けられている、
J: 加熱式タバコ用カートリッジ。

2. Y製品

Y製品は、以下の写真のとおり、たばこペーパーを発生するたばこ部分、エアフローチャンバー、冷却プラグ、フィルタの順に並ぶ部材を備えています(下記3.の裁判所の判断の参考となる部分のみ抜き出しており、巻紙等の説明は割愛しています。)



3. 裁判所の判断

本件は、複数の構成要件の充足性について争われましたが、裁判所は、構成要件FないしHの充足性のみ判断を示し、結論として、Y製品の構成要件FないしHの充足性を否定し、Y製品が本件発明の技術的範囲に属するとは認められないとして、請求を棄却しました。判断内容は以下のとおりです。

➤「支持部材」の意味について

✓ 構成要件Cは「前記タバコ充填物集積体と前記フィルタとの間に配置される支持部材と、」と規定しているところ、本件明細書には、「支持部材」の機能としてタバコ充填物集積体の支持部材側への移動を抑制するものとされているが、これ以外に配置又は機能について限定する記載はない。そうすると、「支持部材」とは、タバコ充填物集積体とフィルタとの間に配置されるものであって、その機能としてタバコ充填物

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

集積体が支持部材側、つまりフィルタ側に移動することを防止するものと解するのが相当である。

- ✓ Y製品は、たばこ部分とフィルタとの間に、エアフローチャンバー及び冷却プラグが配置されているところ、証拠によれば、これらは別々の部材であり、それぞれたばこ部分がエアフローチャンバー及び冷却プラグ側、つまり、フィルタ側に移動することを防止する機能を有していると認められる。したがって、Y製品におけるエアフローチャンバー及び冷却プラグはいずれも「支持部材」に該当する。

➤ 構成要件FないしHの支持部材に設けられる凹部または凸部の意味について

- ✓ 本件明細書において、背景技術及び課題に関し、「加熱式タバコ用カートリッジは、加熱式タバコ本体が有するブレード等の加熱体が差し込まれて加熱されるタバコ充填物と、吸口に設けられるフィルタと、タバコ充填物とフィルタの間に設けられる支持部材とを有し、これらが紙等の包装部材で巻かれることで形成される。」(【0002】)、「支持部材を用いて電子加熱式タバコ用カートリッジを製造するときに、支持部材の表面が滑る場合があり、製造機械(組立機械)が支持部材を把持することができない場合がある。」(【0005】)、「本発明は前記課題を鑑みてなされたものであり、組立機械が把持しやすい加熱式タバコ用支持部材をもちいた加熱式タバコ用カートリッジを提供することを目的とする。」(【0006】)等の記載があり、また、発明の効果として、「本発明の一実施形態を用いることにより、組立機械が把持しやすい加熱式タバコ用支持部材及び加熱式タバコ用支持部材をもちいた加熱式タバコ用カートリッジを提供することができる。」(【0020】)という記載があり、発明を実施するための形態に関し、「本実施形態において、…加熱タバコ用カートリッジを安定して製造することができる。」(【0043】)等の記載がある。

- ✓ 上記本件明細書の記載からすると、本件発明の技術的意義は、タバコ充填物集積体とフィルタとの間に支持部材を備えた加熱式タバコ用カートリッジに関し、製造するときに

支持部材の表面が滑り、製造機械(組立機械)が支持部材を把持することができない場合があるという課題があったことから、支持部材の周面部に凹部又は凸部を設け、組立機械が支持部材を把持したときに凹部又は凸部との間で摩擦力が生じやすくすることにより、組立機械が支持部材を把持しやすくなるという解決手段を提供することにある。

- ✓ 上記のとおり、本件発明が前提とする課題及びその解決手段は、組立工程における支持部材の把持に係るものであることからすれば、支持部材に設けられる凹部または凸部は、組立機械の把持の対象となる単位、つまり、部材ごとに備える必要があると解するのが相当である。そして、上記のとおりY製品のエアフローチャンバーと冷却プラグは、それぞれ支持部材に該当するから、構成要件FないしHを充足するというためには、いずれの部材についても、個別に構成要件FないしHが規定する凹部又は凸部を備える必要がある。

➤ 構成要件FないしHの充足性の有無について

- ✓ Y製品のエアフローチャンバーは繊維が絡み合って形成されており、エアフローチャンバーの軸方向に沿ってその周面部の全周に渡って陥没部及び隆起部が存在すると認められるところ、原告が「凹部または凸部」と主張するエアフローチャンバーの陥没部及び隆起部は、その「周面部の一部に周方向の全周に渡って設けられて」いるとはいえない。また、Y製品の冷却プラグは繊維が絡み合って形成されているものであるものの、その軸方向に沿って複数の陥没部及び隆起部が存在するとは認められないところ、冷却プラグには、「凹部または凸部」が存在しない。したがって、Y製品の構成要件FないしHの充足性は認められない。

4. コメント

Xは、本件発明の課題について、本件明細書の記載のうち、本件発明の一部の実施形態をもって、本件発明の課題を、「タバコ充填物が移動することを抑止する支持部材を用いたタバコカートリッジを提供することであり、具体的には指示機能の提供並びに冷却機能及び吸い心地の向上

次ページへ続く ▼

にある」と主張していましたが、裁判所は、本件明細書に記載されているいずれの実施形態も、組立機械が支持部材を把持しやすくなるという効果を有することが記載されているとして、Xが主張する上記効果は本件発明における一部の実施形態において発揮する副次的な効果にすぎないと判断しています。本件は、事例判断ではありますが、出願時に想定する発明の課題や効果について、その位置付けが明細書から明確に読み取れるよう記載しておくことの重要性を示したものとしてご紹介させていただきました。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

審決取消訴訟における訴えの利益に関する判断をした事例

知財高裁(4部)令和8年7月29日判決(令和7年(行ケ)第10077号)裁判所ウェブサイト
〔非水電解質二次電池事件〕

池田 幸来子

PROFILE [はこちら](#)

1. 事案の概要

本件は、発明の名称を「電池」とする発明(「本件発明」)に係る特許(「本件特許」)の無効審判請求を不成立とした審決(「本件審決」)の取消しが求められた事案です。

本件特許については、下記時系列のとおり、本件の提起時点で既に存続期間満了により消滅しており、また、被告(「Y」)が原告(「X」)を相手方として提起した、本件特許の侵害を理由とする損害賠償等を求める訴訟(「別件訴訟」)の一部認容判決が確定しているという事情がありました(後記「2 別件訴訟の概要」参照)。そのため、本件では、Xの主張する取消事由の判断に先立ち、本件についてXに訴えの利益があるかが争点となりました。なお、裁判所は、Xの主張する取消事由についても判断をしていますが、本記事では、訴えの利益の有無に関する判断についてご紹介します。

2. 別件訴訟の概要

別件訴訟は、本件特許(本項では「Y特許①」)及び発明の名称を「蓄電装置」とする特許(特許番号第6493463号。「Y特許②」)に係る各特許権を有するYが、Xに対し、被告製品1ないし3の製造販売がYの各特許権を侵害するとして、被告製品2の製造等の差止め、廃棄並びに損害賠償を請求した事案です。別件訴訟の第一審において、裁判所は、被告製品1及び3はY特許①(本件特許)の構成要件を充足し、Y特許①(本件特許)の技術的範囲に属するところ、Y特許①(本件特許)に無効事由となる進歩性欠如は認められないから、Y特許①(本件特許)を侵害するとし、他方、被告製品2はY特許②の構成要件を充足せず、Y特許②を侵害しないとして、Y特許①(本件特許)の侵害に係る損害を認定し、損害賠償請求を一部認容しました(大阪地裁令和6年4月22日判決、事件番号：令和3年(ワ)第1720号)。なお、控訴審ではXの控訴及びYの附帯控訴がいずれも棄却され(知財高裁令和7年3月19日判決、事件番号：令和6年(ネ)第10048号)、上告棄却により、同一部認容判決が確定しました。

3. 知財高裁の判断

知財高裁は、以下の要旨のとおり、本件の事情を踏まえてもXに訴えの利益があると判断しました(下線は執筆者による)。なお、Xの主張する取消事由については、いずれも理由がないとして請求を棄却しています。

- 特許権の存続期間の満了後であっても、特許権侵害を問題にされる可能性が少しでも残っている限り、そのような問題を提起されるおそれのある者は、当該特許を無効にすることについて利害関係を有し、特許無効審判請求を行う利益

[次ページへ続く](#) ▼

時系列	本件特許・本件審決関連	別件訴訟関連
平成26年3月27日	特許出願 (特願2014-66709号)	
平成27年3月20日	特許権の設定登録 (特許番号第5713127号)	
令和3年		YがXに対し別件訴訟を提起
令和4年5月27日	存続期間満了により消滅	
令和5年11月20日	Xが本件特許について特許無効 審判請求 (無効2023-800072号事件)	
令和6年4月16日	Yが上記審判手続において訂正 請求書を提出	
同年4月22日		第一審判決 (Yの請求一部認容)
同年		Xが控訴 Yが附帯控訴
令和7年3月19日		控訴審判決 (Xの控訴・Yの附帯控訴をいずれも棄却)
同年		Xが上告及び上告受理の申立て
同年6月25日	本件審決	
同年7月8日	本件審決の謄本がXに送達	
同年8月5日	Xが本件審決の取消しを求めて 本件を提起	
同年11月21日		上告棄却兼上告不受理の決定がされ、 上記一部認容判決が確定

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(したがって、特許無効審判請求を不成立とした審決に対する取消しの訴えの利益)を有することは明らかである。したがって、訴えの利益が消滅したというためには、客観的にみて、原告に対し特許権侵害を問題にされる可能性が全くなかったと認められることが必要であり、特許権の存続期間が満了し、かつ、特許権の存続期間中にされた行為について、原告に対し、損害賠償又は不当利得返還の請求が行われたり、刑事罰が科されたりする可能性が全くなかったと認められる特段の事情が存することが必要であると解すべきである(知財高裁平成30年4月13日大合議判決、事件番号：平成28年(行ケ)第10182号・同第10184号、判例URL：https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/zen_28gk10182_10184.pdf)。

- これを本件についてみると、本件特許権は既に存続期間満了により消滅しており、また、別件訴訟においてYの請求を一部認容する判決が確定しているが、別件訴訟において対象とされたXの製品は製品名で特定された蓄電システム13品目及び電池パック1品目であり、Xがこれら以外に本件特許権の権利行使の対象となり得る製品をその存続期間中に製造販売していた可能性を否定することはできない。
- そうすると、Xに対して損害賠償又は不当利得返還の請求が行われたり、刑事罰が科されたりする可能性が全くなかったと認められる特段の事情が存するとはいえないから、本件訴えについては訴えの利益があると認められる。

4. コメント

特許権の消滅後も請求することができると定められている無効審判に対し(特許法123条3項)、審決取消訴訟についてはそのような定めがないところ、前記知財高裁平成30年4月13日大合議判決は、「特許権侵害を問題にされる可能性が少しでも残っている限り、そのような問題を提起されるおそれのある者は、当該特許を無効にすることについて私的な利害関係を有し、特許無効審判請求を行う利益(し

たがって、特許無効審判請求を不成立とした審決に対する取消しの訴えの利益)を有することは明らかであるから、訴えの利益が消滅したというためには、客観的に見て、原告に対し特許権侵害を問題にされる可能性が全くなかったと認められることが必要であり、特許権の存続期間が満了し、かつ、特許権の存続期間中にされた行為について、原告に対し、損害賠償又は不当利得返還の請求が行われたり、刑事罰が科されたりする可能性が全くなかったと認められる特段の事情が存することが必要であると解すべき」と判断しています(なお、同判決は、平成26年法律第36号による改正前の特許法123条2項が適用される事案に関するものですが、改正後においても上記のとおり解すべきであるとして、前記引用のとおり判示しています。)

本件は、同判決の規範を引用した上で、本件においてXに対して損害賠償又は不当利得返還の請求が行われたり、刑事罰が科されたりする可能性が全くなかったと認められる特段の事情が存するとはいえないとして、Xに訴えの利益があると判断しました。審決取消訴訟における訴えの利益の判断及び「特段の事情」の理解に資するものとして参考になると考えますので、紹介させていただきます。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商標

商標法50条に定める「使用」は商標的使用であることを要しないと判断した事例

知財高裁(2部)令和8年6月29日判決(令和8年(行ケ)第10009号)裁判所ウェブサイト
〔たべるん事件〕



鷲見 健人

PROFILE [はこちら](#)

1. 事案の概要

本件は、「たべるん」の文字を横書きにして成り、第35類の区分に属する役務を指定役務とする登録商標(「本件商標」)について、原告(「X」)が登録商標の不使用取消審判請求を行ったところ、不成立審決(「本件審決」)がなされたため、Xが本件審決の取消しを求めて訴訟提起した事案です。

本件では、本件商標の商標権者である被告(「Y」)による本件商標の表示が、商標法50条2項における「登録商標の使用」に該当するか否かが争点となりました。

以下では、本件審決と本件訴訟における原告の主張の概要を簡潔に説明した上で、裁判所の判断をご紹介します。

2. 本件審決の判断

本件審決は、Yのウェブサイト(「本件ウェブサイト」)において、「るんるんズ」と称するキャラクターの1人の名称として「たべるん」の文字が表示されているところ、本件ウェブサイトでは、Yのプライベートブランド(「Yブランド」)の概要について説明されているとともに、Q&A形式で、Yブランドの商品についての紹介が行われていること等から、「たべるん」を含むキャラクターは、Yブランドの商品の宣伝広告を行う役割のものとして表示されていると判断しました。そのため、「たべるん」は、本件ウェブサイトにおいて、使用役務(飲食料品の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供)に関する広告について使用されているとして、商標法2条3項8号該当性が認められると判断しました。

3. Xの主張

これに対し、Xは、商標法50条にいう「使用」は、需要者が当該標章により商品又は役務の出所を識別し得る態様で

使用(「商標的使用」)されていることを要するところ、本件ウェブサイトに表示された「たべるん」の文字は、キャラクターの図像と結び付いた態様で表示され、あるいは、キャラクターの名称又はキャラクター群の一員として表示されるにすぎず、需要者は、これを役務の出所表示ではなく、案内役のキャラクターの名称として理解すると主張しました。そして、かかる表示は、需要者に対し商品又は役務の出所を表示する標識として機能するものでなく、商標的使用として理解されないと主張しました。

4. 裁判所の判断

裁判所は、まず、商標法50条の「使用」における商標的使用の要否に関し、以下のとおり判断しました。

➤ 商標法50条1項及び2項本文の定めは、「不使用の登録商標に対して独占排他的な権利を付与することは国民一般の利益を不当に侵害するとともに、権利者以外の商標使用希望者の商標の選択の余地を狭めることとなって、公益上適切でないことによるものと解される。」

➤ 「そして、かかる商標法50条の趣旨に加え、同法26条1項6号が、同法2条の定める「商標」のうち、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標」、すなわち商標的使用のされていない商標については、商標権の効力が及ばない旨を明文で定めるのに対し、同法50条では、かかる限定がされていないことにかんがみると、同条2項本文にいう「登録商標の使用をしている」というためには、その文言のとおり、当該登録商標が、請求に係る指定商品又は指定役務について何らかの態様で使用されていれば足り、需要者において何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識し得る態様により使用されていることまで要しないと解するのが

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

相当である。」

そして、裁判所は、本件ウェブサイトの記載内容を確認した上で、「Yは、本件ウェブサイトの公開により、要証期間内に日本国内において、請求役務の一つである「飲食料品の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」について、役務に関する広告に使用商標を付して電磁的方法により提供する行為により商標法2条3項8号に該当する「使用」したと認めることができ、そうすると、同法50条2項本文により、請求役務について本件商標の登録を取り消すことはできないというべきである。」と判断し、Xの請求を棄却しました。

5. コメント

本件で裁判所は、商標法50条2項本文の「登録商標の使用」というためには、当該登録商標が、請求に係る指定商品又は指定役務について何らかの態様で使用されていれば足り、商標的使用であることを要しないと判断しました。商標法50条の「使用」は商標的使用であることを要しないとした裁判例としては、他にも知財高裁平成27年11月26日判決(平成26年(行ケ)第10234号)[アイライト事件]や、近時のものとしては知財高裁令和8年6月18日判決(令和7年(行ケ)第10121号)[五輪事件]等があります。本件ではこれらの裁判例とは異なり、その根拠として、商標法50条の趣旨に加え、同法26条1項6号の定めを参照し、その反対解釈により、商標的使用不要の結論を導いている点が特徴的です。

本件は、商標法50条の「使用」において商標的使用を不要とした新たな裁判例として今後の参考になるものと思い、紹介させていただきました。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

著作権

書籍の複製等の差止請求を認める一方、損害賠償請求を棄却した事例



秋田 康博

PROFILE [はこちら](#)

知財高裁(1部)令和8年7月30日判決(令和8年(ネ)第10027号)裁判所ウェブサイト
〔完全病理学事件〕

1. 事案の概要

Xは、自らが著作者である医学系書籍14点(「本件各書籍」)について、出版社であるYとの間で出版契約を締結していたところ、Yが著作権使用料を支払わないことは同契約上の債務不履行に当たり、また、Yが無断で本件書籍1から13までを電子書籍化したことはXの著作権(公衆送信権)を侵害すると主張して、①損害賠償、②著作権法112条1項に基づく本件各書籍の複製及び頒布の差止め等を求めました。

原審(東京地裁)はXの請求を全部棄却したため、Xが控訴しました。本件はこの控訴審判決です。

2. 争点

本件の主な争点は、①本件各書籍に係る著作権使用料の支払合意の有無、②著作権に基づく複製及び頒布の差止請求の可否、③本件書籍1から13までの電子書籍化に係る著作権侵害の成否です。

3. 原審の判断

原審(東京地裁令和8年(ワ)第70736号)は、著作権使用料の支払合意を認めることはできないなどとして、Xの請求をいずれも棄却しました。

なお、原審判決は裁判所HP等には見当たらず、詳細は不明です。

4. 裁判所の判断

裁判所は、以下のとおり判示して、本件各書籍の複製及び頒布の差止請求を認容する一方、その余の請求を棄却しました。

(1) 争点①(著作権使用料の支払合意の有無)

裁判所は、以下の事情などを踏まえ、著作権使用料の支払

合意の存在を認めませんでした。

✓ Xは、Yの初期費用の額や回収の程度を確認せず、令和5年5月まで使用料の支払を請求していなかった。

✓ 他の出版社での出版計画がとん挫したXの要請を受け、原稿料は不要なのでどうしても出版したいというXの熱意に鑑みてYが出版を決めたという経緯に照らして、使用料を支払わないとすることが商慣習に照らして不合理であるとはいえない。

(2) 争点②(複製等の差止請求の可否)

裁判所は、以下の事情などを踏まえ、出版契約は解除されたとして、複製等の差止請求を認めました。

✓ 支払合意が認められない以上、Yに債務不履行があったとはいえず、これを原因とする出版契約の解除は認められない。

✓ 本件出版契約に際して契約書等は作成されておらず、その契約内容はXが出版を許諾する点を除いては判然としないこと、その後の追加出版の際も契約書が作成されず、その他の条件も話題に上っていなかったこと等に鑑みると、Yが出版事業を営む会社であることを考慮しても、本件各書籍の出版は、単にXがYに出版の許諾をしたにとどまり、出版権設定契約とは認められない。

✓ 本件出版契約においては、YがXに対して原稿料や著作権使用料を支払う旨の合意も、出版によりYがXから受領すべき金銭に関する合意も認められないことからすると、同契約は、報酬の定めなく出版という事務を委任した準委任契約たる性質を有する。そうすると、Xは、民法656条、651条1項により、いつでも将来に向かって解除することができるから、同契約は、(令和8年6月16日の控訴審第1回口頭弁論期日においてされた解除の意思表示により)同日をもって解除された。このため、Yは、本件各書籍を複製又は頒布する権原

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

を有しない。

- ✓Yは本件各書籍の原稿及び在庫を保有していることが認められるから、本件各書籍の複製及び頒布の差止めを認める必要がある。

(3) 争点③(電子書籍化に係る著作権侵害の成否)

Xは、YがA社に再許諾の上、本件書籍1から13までの電子書籍を販売し、また図書館配信する行為がXの著作権を侵害すると主張しましたが、裁判所は、以下の点などから、電子書籍化や図書館配信について許諾していたなどとして、Yによる著作権侵害を認めませんでした。

- ✓本件書籍1から13までの電子書籍化は、XがA社に問い合わせたことを契機に進められたものである。
- ✓X本人の供述等によれば、Xも電子書籍化を了承し、これを前提とした内容の修正にも応じていた。
- ✓X自身、図書館配信を行うことを聞いていた旨供述している。
- ✓Xは、Yから電子書籍が図書館に納入されたことを伝えるメールを受領した後も、何らかの異議を述べる事がなかった。

5. コメント

本判決は、争点②に関して、本件事案の下で、出版に係る契約を出版権設定契約ではなく出版契約であるとした上で、同契約は準委任契約の性質を有するとして、民法651条1項による解除を認めました。

出版契約は、一般に、出版社が、著作権者から、著作物の複製、頒布等による利用の許諾を得るものであり、出版社と著作権者との間の債権的な契約(ライセンス契約)の性質を有するものと考えられます。このような契約においては、事務処理の委託としての準委任契約とは性質が異なること、通常、出版社側の独自の利益のためにも締結されたものであることなどから、準委任契約における一方的な解約(民法656条、651条1項)が認められないように思われます。これに対し、本件では、本件出版契約が「報酬の定めなく出版という事務を委任した

準委任契約たる性質を有する」と認定されています。原判決が認定した事実が明らかでないため、どのような事実関係から上記のように準委任契約の性質を有すると認定されたかは不明ですが、本判決によれば、特定の事情がある場合には、出版契約について、準委任契約の性質を有するとされ、法定解除を制限する特段の定めがなければ、一方的な解除(解約)が認められ得ることになります。出版許諾に係る契約書を作成する際には解除条項を適切に定めることで上記リスクをコントロールしておく必要があるといえます。

また、その他の争点(①著作権使用料の支払合意、③電子書籍化に係る著作権侵害)については、Xが当時から特段の請求をしたり異議を述べたりしていなかったことなどをもって、Xの主張が否定されています。もっぱら事実認定の問題ではありますが、自らの認識と異なる事象が生じた場合には、早期から自らの認識を伝えるなどして対応し、それを記録化しておくことが、事後の紛争において自己の主張を認めてもらうための有利な事情の一つになり得るといえます。

以上のとおり、本判決は事例判断ではありますが、出版に係る契約の性質の判断や、将来の紛争を予防するための対応について、一定の参考になると思われましたので、紹介する次第です。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

不正競争

機能・技術の略称表示と不正競争防止法2条1項1号・20号の該当性

大阪地裁(21部)令和8年7月30日判決(令和7年(ワ)第10447号)裁判所ウェブサイト
〔IW波事件〕



古庄 俊哉

PROFILE はこちら

1. 事案の概要

本件は、電子応用医療機器の開発・製造及び販売等を行う原告Xが開発した電気波形である「IW波(Inter Widened Wave)」に関し、被告Yによる「IW波」(Y標章1)および「S.IW波」(Y標章2)の表記の使用について、不正競争防止法違反(周知商品等表示混同惹起行為及び品質等誤認惹起行為)、商標権侵害等の成否が争われた事案です。

不正競争防止法違反に関し、Xは、原告の美顔器(X商品)に使用されている「IW波」の表示は、出所表示機能及び自他商品識別機能を有していることなどから、不正競争防止法2条1項1号所定の「商品等表示」に該当すると主張しました。また、Yの美顔器(Y商品)に関するYウェブサイトには、「IW波をさらに進化させた独自開発のS.IW波を採用」等と記載されているところ、Y商品の出力波形は原告商品の「IW波」とは全く異なる波形・技術であり、商品の品質等を誤認させる表示であるから不正競争防止法2条1項20号所定の品質等誤認表示に該当すると主張しました。

2. 裁判所の判断

(1) 結論

裁判所は、X商品の販売経過、Xのウェブサイトや取扱説明書等における「IW波」の記載、Yのウェブサイトや取扱説明書におけるY標章1及び2の記載態様等について詳細な事実関係を認定したうえで、「IW波」との文字列は不正競争防止法2条1項1号所定の商品等表示に該当せず、また、Y商品の取扱説明書等にY標章2を付すことが同項20号所定の品質等誤認惹起行為に該当する旨の原告の主張も採用することはできないとして、原告の請求を棄却しました。

(2) 「IW波」の商品等表示該当性(1号)

「IW波」が「商品等表示」に該当するかについて、裁判所

は、原告商品には「セルキュア」等の商品名が別にあることや、取扱説明書・掲載雑誌記事等における「IW波」の文脈を見ても商品の効能・使用方法の説明として記載されていることを踏まえ、商品等表示には該当しないとしました。

また、裁判所は、一般に、ある語が一次的には商品の機能を示すものであったとしても、広告等で使用された結果として特定の出所を表示する実態を有するに至る場合があり得ることは否定しないとしつつも、「IW波」との文字列自体はさほどの識別力を伴うものとはいえず出所表示としての実態を有するに至りにくいこと、「IW波」の実際の使用態様等をみても原告商品の出所表示としての実態を獲得したと認めることはできないと判示しました。

(3) 品質等誤認惹起行為の成否(20号)

品質等誤認惹起行為の成否について、裁判所は、Y標章2の「S.IW波」という語自体は一般に知られた英単語等ではないため、需要者にとっては「何らかの波の名称ないしその略称」程度が観念されるにすぎず、特定の品質・内容を想起させるものとはいえないと指摘しました。

さらに、Yウェブサイトにおける「S.IW波」の説明はX商品の「IW波」の説明に係る記述とは異なっていることから、「S.IW波」の文字列(Y標章2)をもって原告商品の出力する波形と同種のものである旨の表示がされているとまではいえず、商品の品質等を誤認させる表示とはいえないと判断し、品質等誤認惹起行為の成立を否定しました。

3 コメント

独自に開発した技術・機能の名称であっても、取扱説明書やカタログ等の商品の説明文中に埋もれた使用態様にとどまる場合、単なる機能の説明と評価され、不正競争防止法上の「商品等表示」として保護を受けるハードルは極

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

めて高いと考えられます。

また、他社による類似の機能名称の使用についても、その語自体から特定の品質・内容が想起されない限り、商品の品質等を誤認させる表示と認められにくいと思われます。

自社の技術や機能の名称を不正競争防止法上保護するためには、ロゴ化や独立したキャッチコピー等により、自他識別標識として際立たせるなどブランディングの工夫などが重要になると考えられます。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

セミナーのご案内

【MOBIO知財セミナー】専門知識ゼロから始める！

ものづくり企業のための契約トラブル予防講座

日 時	2026年9月18日(金)15時30分-17時30分
会 場	MOBIO産学連携オフィス セミナールーム(クリエイション・コア東大阪 南館2F)
講 師	松本 健男
参加費	無料
申込締切	2026年9月17日(木)
定 員	20名
主 催	公益財団法人大阪産業局 MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)
内 容	企業は日々のビジネスの中で、さまざまな契約を締結しています。しかし、契約について十分に理解しないまま契約を締結した結果、予期せぬトラブルに発展するケースも少なくありません。一方で、契約について学ぼうとセミナーに参加しても、いきなり契約書の細かな条項の説明から始まり、「よく分からなかった」という声も耳にします。本セミナーでは、中小規模のものづくり企業の実情を踏まえ、「そもそも契約とは何か」「何のために契約書を作るのか」といった基礎の基礎から分かりやすく解説します。初めて法務を担当することになった方はもちろん、経営者のみなさまにとっても、契約との向き合い方を考えるヒントとなる内容です。

セミナー詳細・お申込みはこちら

執筆情報のご案内

「判例と実務シリーズ:No.576 意匠の類否判断における物品の用途、使用態様の考慮 ―意匠権侵害訴訟控訴審における逆転事例(「収納容器」事件)を題材に―」

執筆者	松本 健男
掲載誌	知財管理 2026年8月号(Vol.76 No.8)
出版日	2026年8月15日
出版社等	一般社団法人日本知的財産協会

「Q&A『キャラクター』に関する知的財産法(第7回) キャラクタービジネスに係る法的留意点」

執筆者	松本 健男
掲載誌	知財ぷりずむ 2026年8月号(No.287)
出版日	2026年8月10日
出版社等	一般社団法人発明推進協会

目次へ戻る



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。